

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び 指定介護予防サービス事業者に対する行政処分について

〔平成28年7月19日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者である社会福祉法人旭川水芝会に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第9号の規定に基づく行政処分を平成28年7月19日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 社会福祉法人旭川水芝会
代表者名： 理事長 千野 恵美子
所在地： 旭川市末広8条5丁目5317番地の14

(2) 事業所

事業所名： サンハイムデイサービスセンター
所在地： 旭川市末広8条5丁目5317番地の14
サービス種類： 通所介護及び介護予防通所介護
指定年月日： (通所介護) 平成11年11月15日
(介護予防通所介護) 平成18年4月1日

3 処分内容

・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止
平成28年8月1日から平成28年10月31日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬を2割減とする。

サービス種類： 通所介護及び介護予防通所介護

根拠法令： 介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第9号
処分年月日： 平成28年7月19日

4 処分の原因となる事実

- (1) 通所介護における一部の利用者に対するサービス提供の実態が短時間もしくは入浴のみであったにも関わらず、長時間のサービス提供を行ったとして介護報酬を不正に請求した。
- (2) 指定通所介護事業所を一体的に運営する指定介護予防通所介護事業所が、通所介護において介護報酬を不正に請求した。